（参考）
株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。
株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ本社
三重県伊勢市朝熊町４３８３番３２６
株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ横輪ＥＭＣ試験所
三重県伊勢市横輪町１０８
株式会社ＵＬ　Ｊａｐａｎ東京本社
東京都千代田区丸の内１－８－３丸の内トラストタワー本館６階

○経済産業省告示第百二十五号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第十六条の規定に基づき、回避可能費用単価等を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第百四十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

第四条第一号の表関西電力株式会社の項中「五・〇九円」を「七・四八円」に改め、同表九州電力株式会社の項中「五・一〇円」を「六・六〇円」に改め、同条第二号イ中「七・〇四円」を「七・五九円」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十五年五月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百二十六号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第二十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の七第二項、第二十条の二第二項及び第二十二条の二十四第二項の規定を実施するため、租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件の一部を改正する告示

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第二号等の規定を実施するための経済産業大臣の行う確認に関する手続を定める件（平成二十三年経済産業省告示第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第１条中「租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）第五条の四第六項第二号、第二十七条の五第六項第二号又は第三十九条の四十第三項第二号に掲げる建築物につき、」を削り、「第五条の七第二項第二号」を「第五条の七第二項」に、「第二十条の二第二項第二号」を「第二十条の二第二項」に、「第二十二条の二十四第二項第二号」を「第二十二条の二十四第二項」に、「（政令」を「（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。以下「政令」という。）」に改める。

第２条中「第五条の四第六項第二号」を「第五条の四第六項各号」に、「第二十七条の五第六項第二号」を「第二十七条の五第六項各号」に、「第三十九条の四十第三項第二号に」を「第三十九条の四十第三項各号に掲げる」に改める。

様式中「第５条の７第２項第２号」を「第５条の７第２項」に、「第20条の２第２項第２号」を「第20条の２第２項」に、「第22条の24第２項第２号」を「第22条の24第２項」に、「第５条の４第６項第２号」を「第５条の４第６項各号」に、「第27条の５第６項第２号」を「第27条の５第６項各号」に、「第39条の40第３項第２号に規定する」を「第39条の40第３項各号に掲げる」に改める。

○経済産業省
○国土交通省告示第三号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第一号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続を定める件を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年四月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
国土交通大臣　太田　昭宏

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第一号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続を定める件

租税特別措置法施行規則第五条の七第二項第一号等の規定を実施するための所管行政庁の行う確認に関する手続きを定める件（平成二十三年経済産業省告示第四号）を廃止する。

○国土交通省告示第四百六十五号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十六条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査業務の全部を廃止する届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所
安藤建設株式会社　東京都港区芝浦三丁目十二番八号
二　廃止する年月日
平成二十五年三月三十一日
三　廃止しようとする理由
合併による会社消滅のため

○国土交通省告示第四百六十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
岩菅沢
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千百八十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山形県鶴岡市田麦俣
字六十里山　一二七番二　一号から九号まで
一二七番一　十号から十六号まで

○国土交通省告示第四百六十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　岩菅沢
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十八年国土交通省告示第千百八十三号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
山形県鶴岡市田麦俣
字六十里山　一二七番二　一号から九号まで
一二七番一　十号から十六号まで

○国土交通省告示第四百六十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月三十日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
須川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治三十七年内務省告示第六十一号及び平成十二年建設省告示第千二百九十号で指定した土地の区域を除く。）